

# 参 考

## 「介護保険料納入通知書の写し」の取扱いについて

- (1) 介護保険料納入通知書等の写しは、住所、氏名、保険料段階が写っていないものは無効になります。また、紙のサイズがA3のためA4サイズに縮小するか、以下の該当部分（黒枠内）が収まるようにコピーする必要があります。両面コピーや2枚にわたるコピーは同一性がないため使用不可です。

### 該当部分

年度歳入 介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書

●通知書の発付事由：  
●保険料額の算定

被保険者番号

お問い合せはこもらの窓口へ

この通知書は、今年度の課税状況の決定を受け、今年度の確定した介護保険料をお知らせするものです

1 介護保険料の計算  
65歳に達したり、市外から転入されたことにより、本年度中に名古屋市介護保険第1号被保険者となられた場合には、その月から月単位で保険料額を計算し、誕生月や転入月からの月から納めていただきます。  
(1日未満で65歳に達した方は、誕生月の前月から計算し、誕生月から始めていただきます。)  
また、転入や死亡により資格喪失した場合には、喪失日の前月まで前算します。

2 介護保険料の納付方法等

	特別徴収	普通徴収
対象者	65歳以上で1種類の老齢・退職・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している方	特別徴収以外の方
納付方法	年金から介護保険料が差し引かれます。	納付書や1枚紙等をとり、お持ち帰りしていただきます。
納付期	年6回年金支払月（7月・9月・11月・2月）	毎月

※介護保険料については、国民年金の方が特別徴収が普通徴収かを選択することができます。

特別徴収の対象となる方  
65歳に達した方や市外から転入された方などは、当初は普通徴収になりますが、65歳以上で1種類の老齢・退職・遺族・障害年金を年額18万円以上受け取られており、年金保険者から本市に連絡があった方は、特別徴収へ変更となります。特別徴収へ変更となる場合には、変更時に通知書でお知らせします。

●各月の保険料額

月	保険料額	変更前の保険料額	○普通徴収の場合の納付場所
4月			○普通徴収の場合の納付場所
5月			○普通徴収の場合の納付場所
6月			○普通徴収の場合の納付場所
7月			○普通徴収の場合の納付場所
8月			○普通徴収の場合の納付場所
9月			○普通徴収の場合の納付場所
10月			○普通徴収の場合の納付場所
11月			○普通徴収の場合の納付場所
12月			○普通徴収の場合の納付場所
1月			○普通徴収の場合の納付場所
2月			○普通徴収の場合の納付場所
3月			○普通徴収の場合の納付場所
4月			○普通徴収の場合の納付場所

○普通徴収の場合の納付場所  
※行政サービス課（あゆみと実行）業務課を窓口、夏休み中は、市民サービスセンターをご利用ください。

○歳入科目  
（歳出）（歳入）（歳入）（歳入）  
介護保険料 介護保険料収入 特別徴収 普通徴収 特別徴収

西・東区各1箇所

- (2) 介護保険料納入通知書の写しは、最新のを添付する必要があります。

区 分	発行月	実施月		
		4～6月	7月	8～3月
前年度の確定版	(前年7月)	○	○	—
当年度の暫定版	4月	○	○	—
当年度の確定版	7月	—	○	○

※高齢者インフルエンザ予防接種及び高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種は、秋以降に実施するため、必ず当年度の確定版の介護保険料納入通知書の写しが必要になります。